

津市西部クリーンセンター安全基準

平茂18年1月1日訓第67号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 作業基準（第6条—第22条）

第3章 運転操作基準（第23条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この基準は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の主旨に基づき、津市西部クリーンセンター（以下「センター」という。）職員の労働安全並びに健康確保及び快適な作業環境の促進を図るとともに、事故等の災害の発生時には、徹底してその原因を究明し、再発防止の基本的対策を図ることを目的とする。

2 職員は、日常的に、相互注意を喚起し、センターからの災害事故の絶滅を期するものとする。

（安全衛生委員会の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、センターに安全衛生委員会を置く。

2 安全衛生委員会の構成は、別表第1のとおりとする。

（基準の適用）

第3条 この基準は、センターの職員（以下「センター職員」という。）のほかセンターで作業する請負業者作業員（以下「作業員」という。）についても適用する。

2 センター職員は、作業員に対して、適切な安全指導、注意又は改善要求をすることができる。この場合、作業員は、当該センター職員の指示に従わなければならない。

3 センター職員以外の本市の職員がセンターで請負工事等を施工するときは、この基準に従わなければならない。

（安全衛生教育）

第4条 安全衛生委員長は、新たに職務に就くことになったセンター職員に対

し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 安全衛生委員長は、センター職員に対し次の事項のうち当該センター職員が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項についての教育を定期的に行わなければならない。

(1) 作業手順に関すること。

(2) 作業開始時の点検に関すること。

(3) 機械、電気等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。

(4) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること。

(5) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

3 安全衛生委員長は、前2項に掲げる教育を安全作業責任者（第7条第2項第1号及び第2号に規定する安全作業責任者）及び安全衛生委員長が特に認めた者に委嘱することができる。

（調査及び計画）

第5条 職員等（第3条第1項から第3項までに規定するセンター職員、作業員等をいう。以下同じ。）は、作業に先立ち安全作業に係る調査を十分に実施して安全作業計画書（第1号様式）により、安全衛生委員会に提出し承認を受けなければならない。ただし、安全衛生委員会が認める軽微な作業及び緊急の場合で、やむを得ず作業に着手する場合は、安全作業に係る調査を除き、この限りでない。

第2章 作業基準

（作業基準の遵守）

第6条 センターの作業に従事する職員は、この章に定める作業基準をを遵守し、作業の安全に努めなければならない。

（安全作業責任者）

第7条 安全作業責任者は、センター内の作業に当たり職員等の安全についての必要な措置を講じ、安全作業の遂行に努めなければならない。

2 安全作業責任者には、次の者を充てる。

(1) 電気工作物の作業に係るものは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気主任技術者又は電気主任技術者が指定した者

(2) 請負人代表者が、作業員のうちから選定したもので、安全衛生委員会の

承認を受けた者

(3) 前2号以外の場合において安全衛生委員会が指定した者

(4) 前3号の規定にかかわらず、安全衛生委員会で認める軽易な作業及び緊急を要する作業の場合は、当該作業の施行に係る担当所属長が指定した者
(作業安全点検の義務)

第8条 安全作業責任者は、作業に際して作業の安全を確保するため、作業安全点検を実施しなければならない。

(服装及び服務)

第9条 センターの作業に従事するセンター職員及び作業員は、次に定める服装及び服務規定を遵守し作業の安全を図らねばならない。

(1) 作業中には喫煙をしないこと。

(2) 喫煙は、定められた場所ですること。

(3) 安全確保のため、作業に適した服装で、必要な保護具を着用すること。

(4) 炉室内に入る時、その他危険な場所に入る時及びこれらの場所での作業に当たっては、原則として安全靴を着用すること。

(整理整頓)

第10条 センターの作業に従事する職員等は、作業所周围の整理整頓に努めるとともに、次に定めるところにより、作業環境の向上及び安全を図らなければならない。

(1) スクラップ、ウエス、番線、こん包材、保温材、断熱材その他のクズ類を散乱させないこと。

(2) 作業終了後は、速やかに周囲の片付け及び清掃を行い、また、常に工具、資材等を調査整理し、置忘れ等のないことを確認すること。

(3) 酸素ボンベ、アセチレン等の圧力容器の空き瓶は、放置しないこと。

(4) 引火性物、爆発物等の危険物及び薬品類は、作業所周围から、できるだけ隔離し、適正な表示をし、危険のないようにすること。

(保護具)

第11条 保護具は、損傷及び劣化のおそれのない所定の場所に保管し、安全を確認して使用しなければならない。

2 保護具は、安全に作業ができるように補助的に使用するものとし、その基準は、別表第2のとおりとする。ただし、安全衛生委員長が特に認めるときは、この限りでない。

3 電気用保護具等（絶縁用保護具、防護具及び検電器等安全確認器具を含

む。)は、定期的に機能等について検査し安全に使用できる状態を保つとともに、試験結果を記録しておかなければならない。

(作業場所等の明示)

第12条 センターの作業に従事する職員等は、次に掲げる事項を安全衛生委員会の定める場所に明確に表示し、管理及び責任の所在を明らかにしなければならない。ただし、安全衛生委員会で認める軽易な作業及び緊急を要する作業の場合は、工事等(センター内で施工する作業のうち請負により業者が施工する請負工事の一切及び委託業務をいう。)を除き、この限りでない。

- (1) 作業件名及び場所
- (2) 作業を施工する職員等の所属等の名称及び代表者氏名
- (3) 作業責任者
- (4) 作業内容
- (5) 作業期間
- (6) 危険、注意等の標識
- (7) その他必要な事項

2 工事等を施工する請負人は、安全衛生管理に係る着工届(第2号様式)により、安全衛生委員会の承認を受けなければならない。

3 安全衛生委員会は、前項に基づき当該作業期間中、前項の届の写しを中央制御室等、本市の職員が容易に確認できる場所に掲示しておかなければならない。

(作業場所の確認)

第13条 センターの作業に従事する職員等は、作業に際して次に掲げる事項を十分に確認し作業の安全を図らなければならない。

- (1) 作業所周围の照明は、十分に確保されていること。
- (2) 安全通路は、用途に応じ適正な幅及び強度を有していること。
- (3) グレーチング、階段等、通路に障害物、踏抜き、凸凹、床面の滑り等がないこと。
- (4) グレーチング等、既設の通路をはずした場合は、適正な処置、標識がなされていること。
- (5) 脚立及びはしごの転位防止措置が確実になされていること。
- (6) 電氣的な安全が確保されていること。
- (7) 作業場所において火気を使用する場合及び周囲に引火性物、発火性物、爆発性物等危険物がある場合には、火災及び爆発を防止する適切な処置が

講じられていること。

- (8) ストープその他火気を使用する場所には、消火器等の消火設備が設けられていること。

(作業場所の危険防止)

第14条 安全作業責任者は、次に定めるところにより、職員等の安全作業遂行のための必要な危険防止策を講じなければならない。

- (1) 作業面の照度は十分に確保し、光源は適正なものを使用すること。また、局部照明の投光器等には、球面保護付きのものを使用すること。
- (2) 安全通路、足場等の床材は、転位又は脱落をしないよう2箇所以上の支持物に強固に取り付けること。
- (3) 原則として安全通路及び足場面における障害物は、除去すること。ただし、障害物が建物及び設備等の構造物である場合は、この限りでない。
- (4) 作業に必要な工具類の持出しは、必要最小限とし、工具等が落下しないよう工具箱等にまとめておくこと。
- (5) 落下物による危険又は職員が落下する危険等のある場所では、防護柵、網等を設け、立入禁止区域を明示し設定すること。
- (6) 作業場所に露出した電線、ケーブル等がある場合には、保護覆い又は絶縁覆いで電線、ケーブル等を保護すること。また、移動用ケーブルの場合には、作業場所に至る線路のすべてに損傷を受けるおそれのある箇所について十分な保護覆いを設け、外力から保護すること。

(高所作業)

第15条 職員等は、高さが2メートル以上の場所で作業を行う場合は、足場等の作業床で作業を行わなければならない。ただし、この作業床が得られない場合には、命綱を着用して墜落による危険を防がなければならない。

- 2 クレーン上の作業又はごみ役入ホップの詰まり除去作業等、転落及び墜落の危険がある場所での作業は、必ず複数で行うとともに、中央制御室へ連絡し、常に安全を確保して必要な場所には、囲い等を設けなければならない。
- 3 安全作業責任者は、作業に先立ち、命綱等、保護具の点検及びこれらの取付設備の点検を行い、安全を確認しなければならない。
- 4 職員等は、3メートル以上の高所から、物体を投下してはならない。ただし、適当な投下設備があり、監視人が置かれており、安全が確認できる場合は、この限りでない。
- 5 安全作業責任者は、作業中に物体が落下するおそれのある場合は、防網設

備又は立入禁止区域等の設定の点検を行い安全を確認しなければならない。

6 職員等は、適正な保護帽等の保護具を着用しなければならない。

(高温、多湿の場所での作業)

第16条 職員等は、高温、多湿の場所での作業において、適宜に休憩を取り、長時間にわたる連続作業は、極力避けなければならない。

2 高温の場所には、引火性、発火性又は爆発性の物質を5メートル以内に近づけてはならない。

3 多湿の場所における電気工作物に係る作業を施工する場合には、必ず当該電気工作物の電路を停電（開閉器断）させ、必要により地絡、短絡作業としなければならない。

4 安全作業責任者は、高温の場所での内部作業においては、作業前にその内部の雰囲気及び温度を必ず確認しなければならない。

5 高温の場所での作業には、必要に応じて適切な保護手袋等の保護具を着用しなければならない。

6 前項の場合において、特に火炎の吹き出すおそれのある場所で作業するときは、必ず保護眼鏡及び保護手袋を着用するとともに、中央制御室等に連絡して煙道内圧力を常に負圧とし、付近のダンパー等の開閉を確認した後に作業を開始しなければならない。

(粉じん等の多い場所での作業)

第17条 粉じん等の多い場所での作業は、必ず防じんマスク、防じん眼鏡等の適正な保護具を着用しなければならない。

2 職員等は、粉じん等を他の場所に飛散させぬよう努めなければならない。特に粉じん等が多量に付着した被服等で他の場所に出入りしないように努めるとともに、やむを得ず他の場所に出入りする必要がある場合には、必ず粉じん等を除去し、他の場所への飛散を防止しなければならない。

(酸素欠乏危険場所等での作業)

第18条 職員等は、別表第3に掲げる酸素欠乏危険場所及び硫化水素発生場所等（以下「酸素欠乏危険場所等」という。）における作業に従事する場合は、必ず安全作業責任者に連絡し、その指示に従い作業を開始しなければならない。この場合、安全作業責任者は、適宜、作業状況及び保護具等の使用状況を監視しなければならない。

2 第二種酸素欠乏危険作業主任者は、作業開始前、当該作業場における酸素濃度及び硫化水素濃度を測定しなければならない。

3 職員等は、酸素欠乏危険場所等又はそのおそれのある場所若しくは場合には、送風設備、外気取入れフード等の保護を講じなければ作業を開始してはならない。

4 職員等は、当該作業場で作業する場合は、複数構成により作業に当たり、入場及び退場するときは、その人員を点検しなければならない。
(その他特殊環境での作業)

第19条 廃水処理及び汚水処理作業等における化学薬品、危険物、劇薬等の取扱いに係る作業又は爆発、火災の危険のある場所での作業は、関係法令を遵守するほか、適正な安全策を講じなければ作業してはならない。
(機械作業安全基準)

第20条 センター内で機械作業を行う職員等は、法に基づく労働省令並びに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第2編第1章及び第4章の規定に従わなければならない。

2 機械等を用いて作業を行う職員等は、その使用する機械の取扱いを十分熟知し、特に次の事項を遵守し、安全作業に努めなければならない。

(1) 適正な保護具を着用すること。

(2) グラインダー作業に係る場合

ア 荒削りな仕上げを使用しない。

イ 石交換は、あらかじめ指定された者でなければ実施してはならない。

ウ 石と作業台との透き間は、3ミリメートル以内に調節して使用する。

(3) 万能工作機械等の作業に係る場合

ア 回転する刃物に作業中の者の手が巻き込まれるおそれがあるときは、軍手の手袋を使用してはならない。

イ 刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整作業を行うときは、運転を停止して行う。

ウ アタッチメントの取替え等を行うときは、必ず運転を停止し、必ず主電源を切ってから行う。

(4) ガス溶接、切断作業に係る場合

ア 酸素容器やその器具類（バルブ、調整器、圧力計及び接手等）には、油、グリース等を絶対使用しない。また、油のついた手や手袋で取り扱ってはならない。

イ アセチレンは、1 kg/cm以上の圧力では使用しないこと。

ウ 容器バルブは、静かに開閉し、必要以上開いてはならない。また、開

閉用のハンドルは、容器バルブ専用のもを使用し、バルブのスピンドルに付けたまま使用すること。

エ 配管用ゴムホースは、定められた専用のもを使用し、使用前に必ずホース、吹管、ホースバンド等の器具を点検し、使用ガスが漏れていないかを確認する。

オ ガス容器を電気溶接機のアースに使用したり、電弧テストのアークを飛ばしたりしてはいけない。

カ 酸素を空気の代わりにし、次のようなことを絶対にしてはならない。

(ア) 塗料の吹付け、パイプラインの清掃等

(イ) 機器の気密試験

(ウ) 衣服のゴミや汗とり等の目的で身体に吹き付けること。

(電気作業安全基準)

第21条 センター内で電気作業を行う職員は、法に基づく規則第2編第5章の規定に従わなければならない。

2 電気作業を行う職員等は、その使用する電気の取扱いを十分熟知し、特に次の事項を遵守して安全作業に努めなければならない。

(1) 電気工作物の作業に際しては、作業に先立ち、検電器で充電の有無を確認すること。

(2) 電気充電部が露出している場所での作業は、停電するか、これにより難しい場合には、露出している充電部を絶縁物で完全に覆い感電の危険がないように処置すること。

(3) 職員等は、作業に当たり、検電器を常備し、作業に使用する工具は、絶縁付き工具を用い、常にその機能を満足するよう管理すること。

(4) 移動用の器具については、その使用に当たり漏電等の危険のない器具を使用すること。

(5) 職員等は、作業所周辺に活線部があり、感電の危険が生ずるおそれのあるときは、適正な保護具を着用すること。

(6) 盤内作業は、露出された電気充電部の有無を確認後、必要な安全措置を講じた後でなければ作業を行わないこと。

(7) 電動機コンデンサ等、充電機器の点検、絶縁抵抗耐圧測定等の作業については、残留電荷の放電を確認すること。

(8) 照明器具の清掃及び交換については、原則として、回路を開放後、行うこと。

- (9) 職員等は、濡れた手等により電気器具等を取り扱わないこと。
- (10) 電灯コンセントからの分岐使用は、その回路の総負荷容量を 1.5 キロワットまでとすること。
- (11) 職員等は、仮設電源の布設について、指定された電源盤から、安全確実に分岐すること。ただし、負荷容量については、電気主任技術者の承認を受け、適正な使用をすること。
- (12) 高圧電路の近接作業に係る場合には、特に、次のことに留意して作業を行うこと。
 - ア 職員等が高圧電路の露出部分に対して、次の距離以内に近接するときは、特に必要な安全措置を講ずること。
 - (ア) 頭上距離 30センチメートル以内
 - (イ) 体側距離 60センチメートル以内
 - (ウ) 足下距離 60センチメートル以内
 - イ 前掲アの安全措置として、近接、充電部作業には、必ず適正な保護具を着用すること。また、活線、近接、充電部作業を行う職員等は、複数構成により作業に当たること。
- (13) 職員等は、作業に当たり、疑義を生じた場合は、必ず電気主任技術者に確認し、その指示に基づき作業を行うこと。
- (14) ホイスト使用については、作業範囲に点滅灯及び防護網等によって、他の職員等への注意を喚起すること。

(電気溶接作業安全基準)

第22条 電気溶接作業に係る場合は、前2条の基準に従うものとし、特に次の事項を遵守し、安全作業に努めなければならない。

- (1) アーク溶接機の使用前に次に掲げる事項の点検を実施し、異常のないことを確認すること。
 - ア 溶接棒ホルダ及び絶縁保護部に異常のないこと。
 - イ 自動電撃防止装置等が取り付けられている場合には、これが正常に作動すること。
 - ウ ケーブル、電線等に異常がないこと。
 - エ 電源は、漏電しゃ断器が取り付けられていること。
- (2) アークは、極力短くして使用すること。
- (3) クレーンで溶接作業をする場合は、電流がクレーン用給電線を通過しないようにアースに注意すること。

- (4) 作業場所を離れるときは、必ず電源を切ること。
- (5) 必要かつ適正な保護具を着用すること。

第3章 運転操作基準

(設備内容の理解)

第23条 センター内で機器設備の運転操作を行う職員等は、常に当該設備の系統、構造、動作特性等について理解し、運転操作に誤りのないようにならなければならない。

2 センターの機器設備等の運転操作に必要な図面及び取扱説明書等は、職員等の利用に供しやすい場所に常に整理し、保管しておかななければならない。

(運転操作前の確認)

第24条 センター内で機器設備の運転操作を行う職員等は、次に掲げる事項について運転操作前に十分な点検確認をしなければならない。

- (1) 十分な外部点検を行い、整理整頓がなされていること。
- (2) 関係者との連絡が十分に行われていること。
- (3) 内部点検結果の良否が確認してあること。
- (4) 電気工作物にあつては、絶縁抵抗、接地抵抗等が確認してあること。
- (5) 保護装置の動作の適否が確認してあること。
- (6) 運転表示装置、故障表示装置及び計器指示に異常のないこと。
- (7) スイッチ等の操作源の良否が確認してあること。
- (8) 動作のインターロックが正常になされていること。
- (9) 投入、破碎運転及び作業については、次の事項によること。

ア 破碎機の運転は、複数で作業し、運転中は、必ず1人が運転操作に係り、非常時に備えての運転停止体制を確立すること。

イ 破碎機運転中は、破碎物の位置換えや突作業をしないこと。

ウ 破碎物の積換え、位置換え等、やむを得ず破碎物を移動する必要があるときは、運転を必ず停止すること。また、破碎機内部に入る場合は、必ず主電源を切ってから、落下防止用の命綱を着用すること。

エ 投入作業に従事する職員等は、ピット内の監視点検を行う場合、できるだけ複数で行うこと。

オ 投入ステージの清掃作業は、収集車の車両がないときに行うこと。

カ 投入作業に従事する職員等は、他の職員等及び不特定の他の者がピットを監視点検又はのぞき見等する場合、墜落事故等の発生を未然に防ぐため注意を命じ、又は当該行為の禁止若しくはステージ場外への退出を

命ずることができること。ただし、あらかじめ定められた者及び安全衛生委員長が特に認めた者は、この限りでない。

(10) その他必要な事項

2 センター内で機器設備の運転操作を行う職員等は、停電する場合は、次に掲げる事項について確認しなければならない。

(1) 停電する目的、停電予定時間及び停電の範囲

(2) 関係者との連絡

(3) 開閉器、しゃ断器等の開放及び投入禁止等、表示板の取付け又は施錠

(4) 電路に残留電荷のないことの確認

(5) その他必要な事項

(関係者間の連絡等)

第25条 センター内で機器設備の運転操作を行う者は、運転操作に先立ち関係者間の連絡、打合せ、引継ぎ等を確実に言い言語の誤認等による誤操作又は憶測による操作等のないようにしなければならない。特に電気工作物の運転にあつては、必ず中央制御室に連絡し、職員等に周知してから運転操作を実施しなければならない。

(運転操作基準)

第26条 運転操作の基準は、電気工作物にあつては関係法令、規則及び細則の規定によるものとし、その他必要なものについては別に定める。

第4章 雑則

(事故等の場合の報告)

第27条 安全作業責任者は、職員等に災害が発生した場合は、直ちに安全衛生委員長に報告しなければならない。

(関係法、規則等の遵守)

第28条 センターの作業に従事する職員等は、安全に係る関係法令、規則、細則等の規定を遵守しなければならない。

(委任)

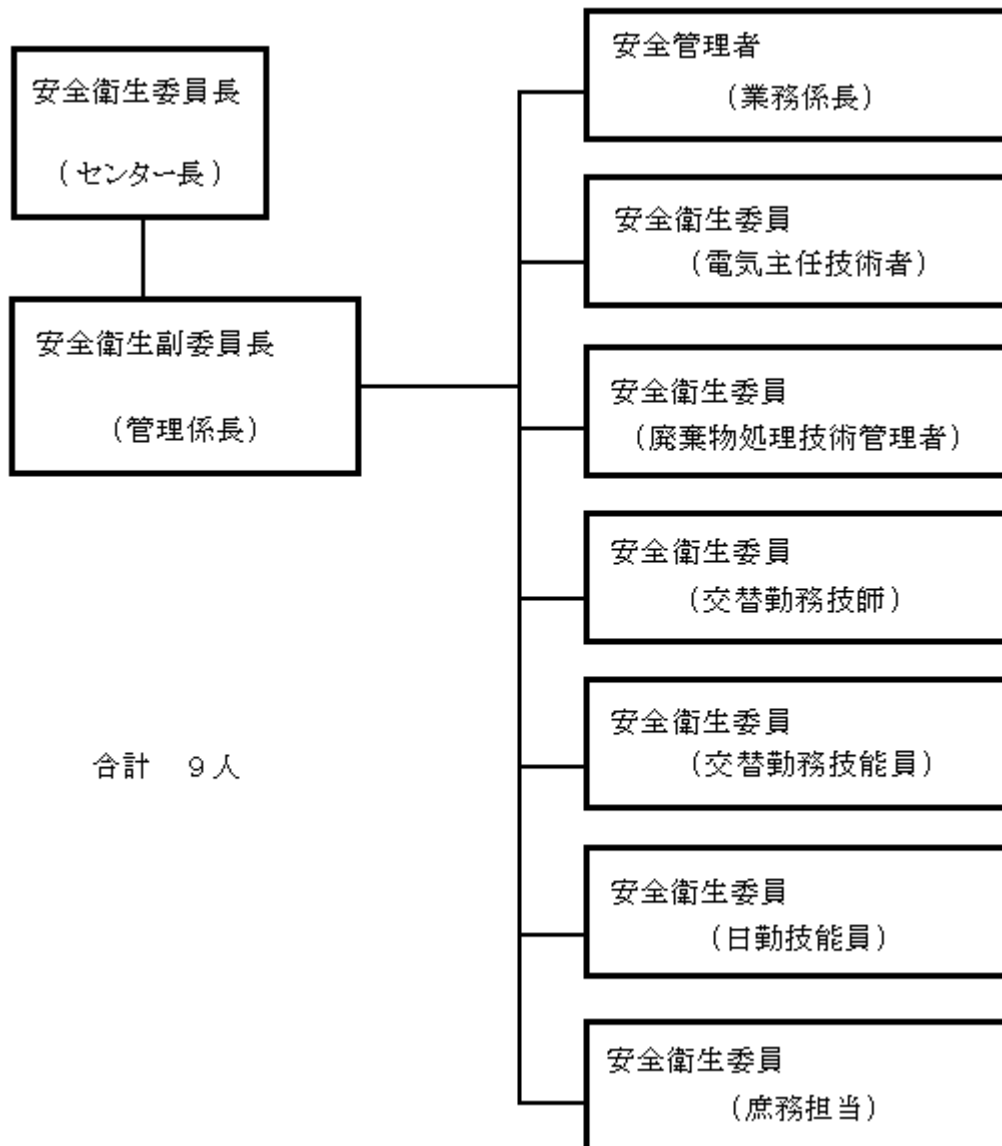
第29条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、安全衛生委員長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

安全衛生委員会の構成



別表第3（第18条関係）

酸素欠乏危険場所

1	ごみピット
2	灰ピット
3	換気装置が停止している場合の危険箇所 ア ゴミ汚水ポンプ室 イ ゴミ汚水槽、灰汚水槽周辺
4	ゴミ汚水槽、灰汚水槽、オーバーフロー槽
5	プラント用受水槽、混合水槽
6	長期間使用されていない鋼製のボイラ又はタンク等で、その内壁が酸化されやすい施設（内部がステンレス鋼製のもの又は内部にさび止めを施したものは除く。）
7	すべての密閉できるタンク類
8	前各号に掲げるほか、安全衛生委員長又は安全作業責任者が指示する場所

第1号様式（第5条関係）

安全作業計画書

年 月 日

委員長	副委員長	安全衛生 委員

提出者名 _____ 印

安全作業責任者 _____ 印

作業件名			
作業期間		就 労 人 員 (一日平均)	人
<u>安全管理方針</u>			

備考 服務・服装、安全教育、保護具、資材運搬場所、整理整頓、墜落防止、火災予防その他安全対策に必要な事項について記入のこと。

第2号様式（第12条関係）

委員長	副委員長	安全衛生委員

安全管理に係る着工届

年 月 日

（あて先）津市西部クリーンセンター長

（あて先）西部クリーンセンター安全衛生委員長

施工者名

代表者名



工 事 名		
工 期	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
施工場所		
就労人員	平均	人／日
危険作業	高所作業（有・無） 無 その他の危険作業（有・無）（	溶接作業（有・無） ）
施工者の所在地	電話	
緊急連絡先	電話	
安全専任者	安全管理者	安全作業責任者
安全管理	別紙「安全作業計画書」のとおり	
下 請 業 者	名 称	
	所在地	
	作業内容	
摘 要		